

(公印省略)

総評行第 46 号

令和 8 年 9 月 17 日

厚生労働省保険局長 殿
年金局長 殿

総務省行政評価局長

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の見直しについて
(あっせん)

当省は、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、下記のとおり、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって育児休業による保険料免除を申し出て免除されていたところ、その後、同居の親族のみを雇う事業に雇用される者であるため免除したことが誤りであったとして、免除されていた保険料を納付するよう求められたことに納得できないとの相談がありました。

この相談についての行政改善推進会議（座長：江利川 毅（公財）医療科学研究所相談役）（令和 7 年 9 月 11 日第 135 回、同年 12 月 12 日第 136 回、8 年 3 月 12 日第 137 回、同年 6 月 24 日第 138 回開催）での意見を踏まえ、当局としては、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保するため、下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴省の措置結果については、令和 9 年 3 月 17 日（水）までにお知らせください。

記

1 相談内容

家族 4 人（相談者、夫、息子、息子の妻）で会社を営んでおり、夫が代表取締役を務めている。家族 4 人は同居している。

息子の妻が出産し、育児に専念するため、年金事務所に健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の申出を行ったところ、免除が認められた。子が 1 歳になったときも免除の延長が認められた。

その後、子が 1 歳半になったときに、免除の再延長手続をするため年金事務所に

出向いたところ、息子の妻は免除の対象ではなく、これまでの免除が誤りであったとして、免除されていた保険料を納付するよう求められた。納得できない。

2 調査結果等

別紙参照

3 改善の必要性

(1) 行政改善推進会議の主な意見

健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって同居の親族のみを雇う事業に雇用される者が育児により休業した場合の保険料の免除について、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保する観点から、厚生労働省に改善を求めることの可否を行政改善推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- 育児のために働けなくなり、収入がなくなった場合、保険料を免除するのが筋であろう。
- 育児・介護休業法の適用があればそれで休業していることが分かるが、適用がなければ保険料を免除しないとするのではなく、本件のようなケースでは「育児・介護休業法の適用」に代わるような保険料免除の要件を考えていくのではないか。
- 育児・介護休業法の「労働者」は労働基準法の「労働者」と同義とされており、その「労働者」からは「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」は除くとされているが、本件における保険料の免除について、労働基準法の「労働者」の定義によって考えないといけないのか議論の余地があるのではないか。
- 保険料免除は申請主義であるため、同居の親族のみを雇う事業に雇用される被保険者が免除を受けたい場合、必要な書類を提出してもらうこととし、その書類がそろわないときには認めないとするのが原則であろう。
- 同居の親族以外の者が1人でも雇用されている事業の場合、育児・介護休業法の適用があって、申出があれば保険料免除が認められることと比べると、本件における取扱いが公平とはいえないのではないか。
- 妻の育児休業中に妻の収入減を補うため夫の給料を増やすというようない加減なことが行われているといった疑いが生じたときは、検査に入ることも考えられる。
- 本件のような事案がどのくらいあるのか、調査が必要ではないか。
- 年金事務所の窓口で何らかの方法でチェックをしないと、本件のような事案が再び生じるのではないか。
- 同居の親族のみを雇う事業であるかどうかなどについて育児休業等取得者申出書にチェック項目を設け、それに該当する場合にチェックしてもらい、その内容を基に審査を進めればよいのではないか。
- 事業主に現在の制度に関する詳しい知識があるかといえ、なかなか難しい

面もあると思う。事業主への周知も必要ではないか。

(2) 当局の意見

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって同居の親族のみを雇う事業に雇用される者が育児により休業した場合の保険料の免除について、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 育児により収入が低下した場合に他の被保険者と同様に経済的負担が減じられるよう、保険料を免除することについて検討すること。その際、必要に応じて実態を把握するとともに、健康保険法及び厚生年金保険法の目的や制度の趣旨に沿って、育児・介護休業法の適用を受けない者に係る免除の要件や不正な申出による免除を防ぐための検査の方法などについて整理する必要があることに留意すること。
- ② 現在の制度の運用に当たっては、「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」が誤って保険料免除を申し出ることを防止するため、育児休業等取得者申出書様式の見直し、業務処理マニュアルの整備、周知の仕方の工夫など必要な措置を講ずること。